

# 横浜市将来にわたる責任ある財政運営の 推進に関する条例（案）

～財政責任条例という考え方～

---

横浜市会 政策・総務・財政委員会

説明資料

自民党横浜市会議員団・公明党横浜市会議員団

平成26年5月28日

# 横浜市の財政状況(1)

---

スタンダード&プアーズ

AA-

債務を履行する能力は非常に高い

# 横浜市の財政状況(2)

健全化判断比率 — 実質公債費比率 —

横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	川崎市
15.4%	12.1%	13.8%	9.4%	10.9%	10.1%

健全化判断比率 — 将来負担比率 —

横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	川崎市
200.4%	188.4%	235.4%	180.8%	120.2%	106.3%

# 横浜市の財政構造

---

政令指定都市20市の中で

一般会計歳入総額に占める個人市民税の割合が、**最も高い**

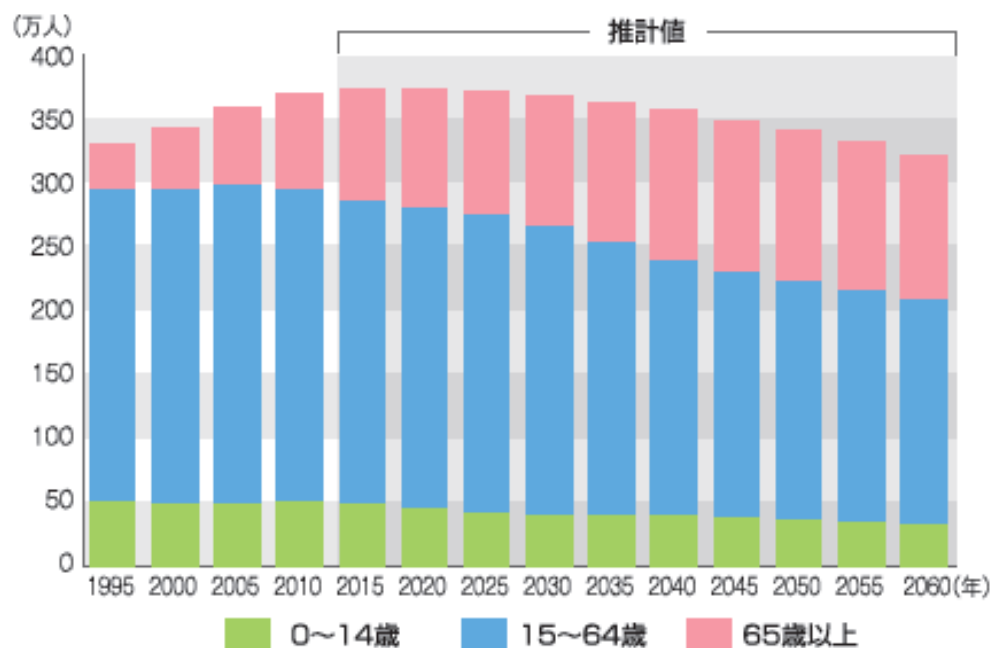
一般会計歳入総額に占める法人市民税の割合が、**最も低い**

比較的所得水準の高い多くの市民からの税収が屋台骨

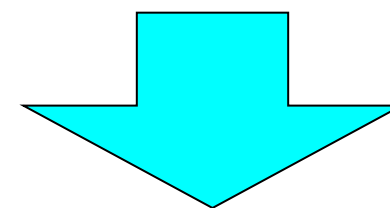
# 人口減少社会、急速な高齢化

図 3 年齢3区分別人口の推移

資料：国勢調査・  
平成24年度横浜市将来人口推計



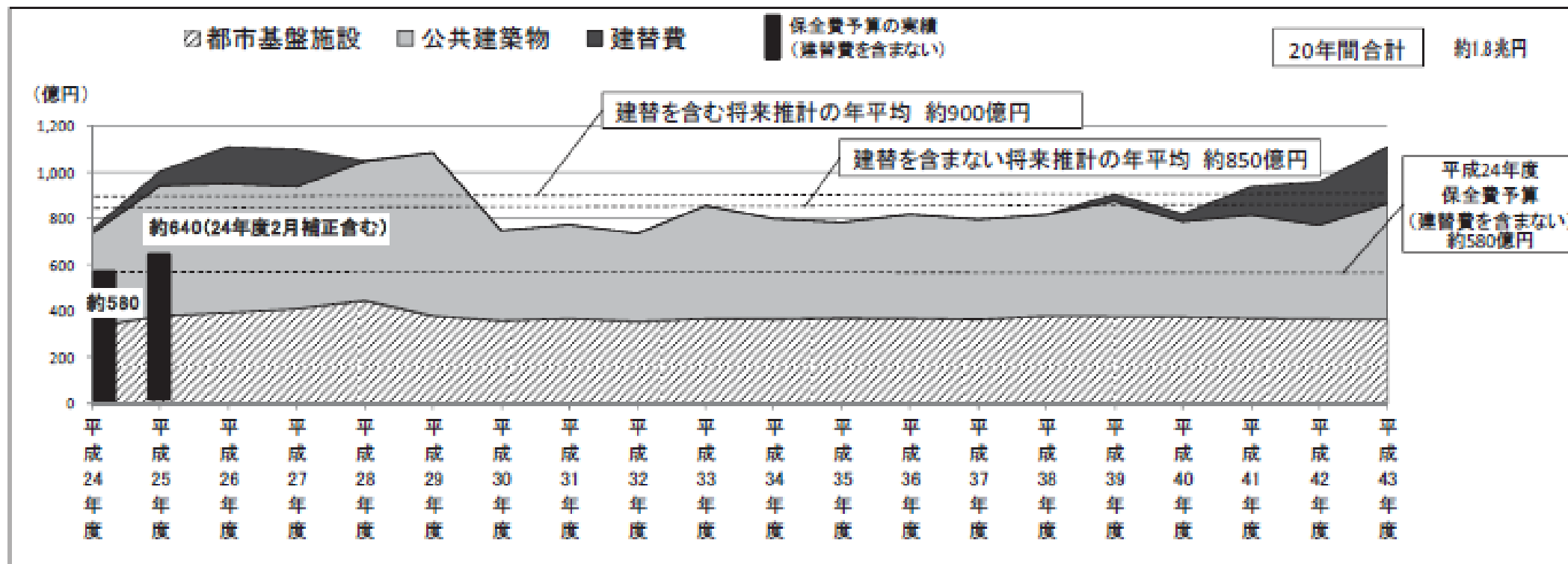
- 横浜市の人口のピークは2019年で、およそ373万6千人
- 年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は減少、老年人口(65歳)は増加
- 高齢化率も増加、人口ピーク時(2019年)で25.0、2060年(参考値)では、35.3%以上に



税収減 & 扶助費増

# 都市インフラの大量更新

図 年度別公共施設の保全費の将来推計（一般会計における都市基盤施設及び公共建築物）



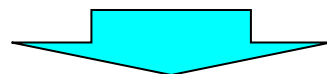
保全費将来推計年平均:約850億円～900億円 平成24年度(補正含)保全費計:約640億円

# 次期中期計画の策定

平成26年度中に策定

計画期間はH26～H29の4年間

未来のまちづくり戦略(8つの重点テーマ)と基本政策(36施策)



積極的な投資

財政運営については、

「**施策の推進と財政の健全性を両立し、持続可能な財政運営**を維持していくために、**中期的な視点**から財政運営をとらえ、『一般会計が対応する借入金残高の着実な縮減』などに引き続き取り組んでいきます。また、市税収入の安定確保をはじめとした『**財政基盤の強化**』や『**公有財産の戦略的な有効活用**』、『**わかりやすい財務情報の提供**』などに取り組んでいきます。」

# H26予算特別委員会の議論

---

「持続可能な財政運営は大変重要」(自民)

「財政の健全性を確認するために様々な指標を多角的にとらえることが必要」(公明)

「将来に過度な負担を残さないように」(民主)

「長期的な財政見通しをより精緻化すべき」(結ぶ会)

「人口が減少する中で、財政的な見通しも人口に沿って減少する」(共産)

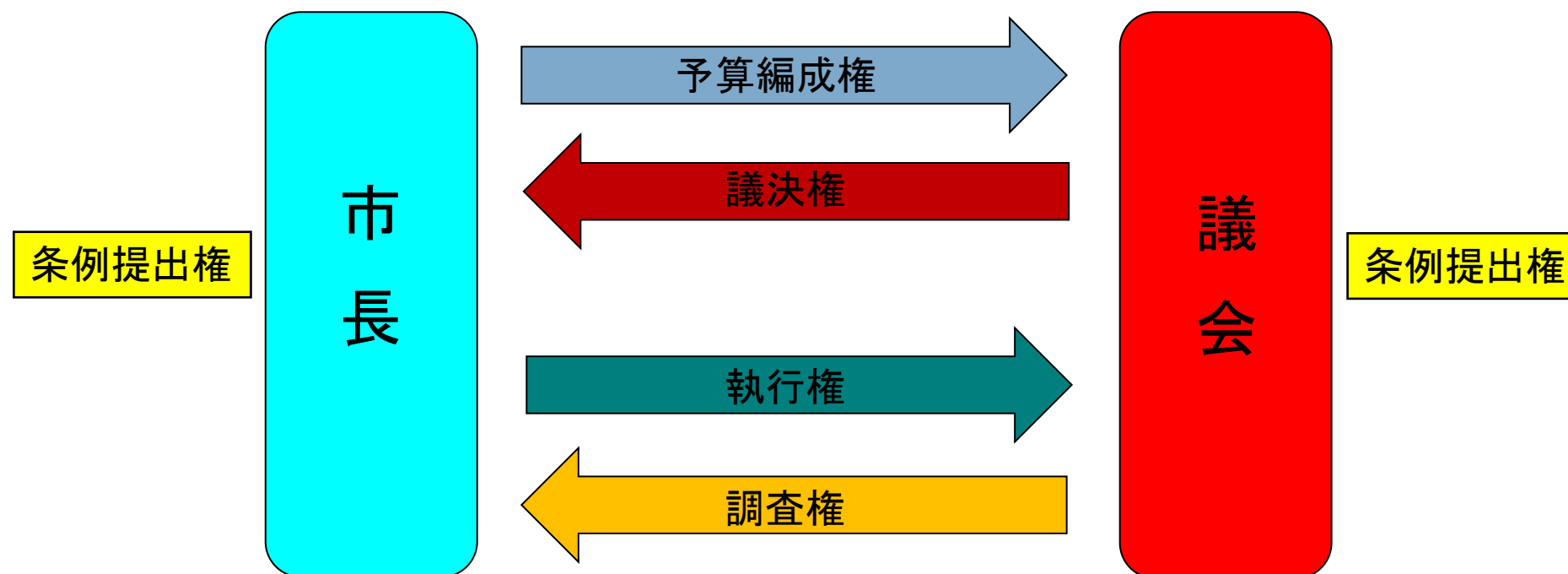
「財政の健全性を確保するための方策」(ヨコハマ会)

「外郭団体への財政支援を時代に合わせて見直しを」(みんな)



# 当局提案条例 VS 議員提案条例

地方自治の根幹：二元代表制



# 財政責任法の考え方(1)

財政健全化に取り組む基本的な考え方の整理

## 財政運営重視

法により、  
順守すべき指標を定め、市長にその指標を超えない財政運営を求める。

発想の転換

## 財政責任重視

法により、  
執行権者自らが任期中の財政目標を立て、その達成に向けた計画を立案し、進捗を報告することを求める。

# 財政責任法の考え方(2)

---

- ❖ 財政の責任に重きを置く法律として「財政責任法」があり、ニュージーランドなどで機能している。
- ❖ 財政責任法の根幹は、財政目標を示すこと、その目標を達成するための計画を策定すること、その計画の進捗を報告すること。
- ❖ 財政責任法では、罰則は設けられていない。そもそも順守すべき財政指標も設けられていない。政治家である執行権者が自ら目標を示し、その達成状況を国民に明らかにすることを求めており、政治的コミットメントを期待している。

# 財政責任条例(案)のコンセプト(1)

---

## (1) 条例の性格

必要な施策の推進と財政の健全性の維持との両立を基本とする条例について、市長と議会の両者が、基本原則や責務を共有しながら、将来にわたり責任のある財政運営を進める条例であること(1条)。

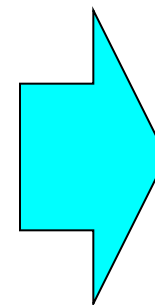
## (2) 条例の特徴

市長自らが、基本計画において、施策の推進との両立を図る財政の健全性維持のための目標を設定し、目標達成のための取組みを明らかにして、その進捗状況を議会へ報告しなければならないことを明確にしていること(4条、5条)。

# 財政責任条例(案)のコンセプト(2)

## (3) 条例の意義

- ・議会基本条例の成立を機に、議決対象とされる基本計画の策定と合わせて、施策の推進との両立を図る財政健全性維持のための財政目標を設定することが明確に位置づけられること。
- ・財政目標の達成に向けた取組を基本計画で明らかにするとともに、それらの進捗状況について議会報告することで、目標達成に向けたプロセスの透明性、実効性を高めることができること。
- ・施策の推進と財政の健全性の両立に向けた市長と議会の責任を明らかにすることによって、両者が協力して取り組む姿勢(横浜らしい二元代表制のスタイル)を明らかにすることができること。



**財政健全性維持  
の観点から前進**